

従前の検討経緯と本WGの位置づけ

経済産業省・公正取引委員会・総務省

これまでの政府内の検討経緯

未来投資戦略2018（2018.6閣議決定）

(2) 大胆な規制・制度改革

① サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

．．．

② プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

- ・ プラットフォームの寡占化が進む中で、新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参入要件の緩和等）、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保など、**本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。**



デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

- | | |
|------------|---|
| 2018.7～ | 経済産業省・公正取引委員会・総務省で本検討会を設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について、論点整理を実施 |
| 2018.11.5 | 検討会による 中間論点整理（案） 公表
→・パブリックコメント手続きを実施
・11/16、11/28の検討会において、事業者ヒアリングを実施 |
| 2018.12.12 | 中間論点整理 公表 |

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（2018.12）

- 本検討会による中間論点整理を踏まえ、**経済産業省・公正取引委員会・総務省において、今後、具体的措置を進めるに当たっての視点や重要論点を掲げた基本原則（案）を策定。**
- 2018.12.18 三省から**未来投資会議下の構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合に対して報告の上、基本原則として公表。**

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理**する存在である、③そのような場は、**本質的に操作性や技術的不透明性**がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの可否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入**に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争**を確保するための**独占禁止法**の運用や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、**イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備**等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用**の在り方や、**実効的な適用法令の執行の仕組み**の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

デジタル市場のルール整備についての検討項目

資料2

未来投資会議「第4次産業革命」
構造改革徹底推進会合会長

これまで、累次に渡り、デジタル市場のルール整備について、「第4次産業革命」構造改革徹底推進会合で議論を行ってきたところ。

今夏の成長戦略の実行計画の閣議決定に向けて、当該会合において下記のとおり検討項目をとりまとめたので、本検討項目も踏まえて、未来投資会議で議論を行っていただきたい。

記

1. 内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置する

- ・ グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価については、在来の競争当局のノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
 - ・ 所掌事務は、
 - ① デジタル市場における競争状況の評価、
 - ② 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、
 - ③ 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、
 - ④ G7等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等
 - ・ 専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。
- （注）欧州委員会は「オンライン・プラットフォーム経済監視委員会」を2018年10月より始動させている。

2. デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

①企業結合

- デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

②取引慣行等の透明性・公正性

- デジタルプラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス(Gig Economy)にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。
- 他方、デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドライン整備を図る。
- 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain(従うか、または、従わない理由を説明する)といった自主性を尊重したルールを検討する。
- 具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング(商品検索結果の表示順)の明示、デジタルプラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項(取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等)を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

3. データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。
この際、規制改革推進会議と連携する。

- 未来投資会議における議論を踏まえ、議長である**安倍総理**から以下の発言がなされた。

本日は、最初にデジタル市場のルール整備について議論を行いました。世界で流通するデータの量は近年急増しています。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場などへのアクセスの可能性を飛躍的に高めます。一方、利用者にとって、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い、といった声も聞かれます。

このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制又はガイドラインの整備を図る必要があります。また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じる恐れがあり、これについても同様の対応が求められます。デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中でスピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的発想を脱した、新しい体制の整備を進めたいと考えます。

・・・(中略)・・・

これらの諸点について、今年の夏取りまとめる成長戦略の実行計画において、方針を決定したいと考えています。茂木大臣を始め、・・・(中略)・・・関係者において、具体的な検討を進めていただくようお願いいたします。

主な検討課題と進め方

デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査の実施

並行して、今夏の成長戦略の実行計画へ向け、経済産業省・公正取引委員会・総務省においても、以下の具体的検討を進めていく。

1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- 【WG1】透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループを新たに設置し、法制又はガイドラインも含めたオプションを整理する。

2. データ等の独占による競争阻害への対応

- データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に、検討する。

3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- 新しい体制の在り方に関して、政府内で取り纏めを行う。

4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 【WG2】データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループを新たに設置し、政策課題の抽出を行う。

スケジュール（案）

3月5日

第1回ワーキング・グループ

- 問題の所在及び論点整理

3月下旬

第2回ワーキング・グループ

- 具体的なルールの在り方に関する議論

4月上旬

第3回ワーキング・グループ

- 透明性・公正性確保のためのルール整備のオプション整理